

平成 28 年第 3 回定例会 厚生常任委員会

平成 28 年 10 月 12 日

佐々木(正)委員

改めて本日は本当にありがとうございます。

私も今、皆様のお話を聞いて、非常に感動した部分と共感する部分と、これからどうこの憲章を実効性あるものにしていかなければいけないという使命を自分自身も感じまして、お話を伺っておりました。戸井田会長のお話で、心まで障害を持っていませんというメッセージはものすごく魂に刺さりました。それから障害者と安心して暮らせる豊かなまち、そういうメッセージを頂いて、真心から発するそういう温かい豊かな心で接してくれたときに、障害を持って生まれてよかったとおっしゃったことが本当に心に染みる一つ一つの言葉でありました。

こういう心、魂を入れていく、そういうことを憲章を読んだ方、触れた方が感じるということが大事なんだということを私、非常に感じたものですから、本当にこのほとぼしる思いを発していただいて、ありがとうございます。

依田会長のお話も本当にすごく感銘したんですけれども、私もこの憲章の 1 ページの内容に、障害の有無にかかわらずとか、障害者がその人らしく暮らすとか、障害者の社会への参加と、障害者、障害者、障害者と言う言葉が多くあるんですね。確かに今回の事件はそういう障害を持った方の施設で起きたことでありますけれども、私はこの委員会でも予算委員会でもずっと言っていたのは、やはり障害者の方々のためにやるんじゃなくて、障害者の方がかわいそうなのではなく、障害を持っている方も持っていない方も同じなんだという視点に立って、神奈川県はそういう共生社会をつくっていくという原点に今回の事件で立たなきゃならないというふうに思っています。ですから、今、ずっと言っていたのはノーマライゼーションからソーシャルインクルージョンだという考え方に発展しないといけないということで、私が言うのも大変恐縮なんですけれども、12月に障害者週間があって、確かにすごく大事です。そこで確かに障害者の方が中心になって頑張って、障害者を理解しろというのも、障害者の方々に申し訳ないと思うんです。

私はともに生きる社会かながわ週間というものを設けて、そこでソーシャルインクルージョンというものを神奈川から打ち出す使命が神奈川にあるんだというようなことを訴えて、予算委員会でも言って、当局を含めて、そういうことを進めていただく方向性に今、なっています。7月26日を起点として、共生社会をいかに実効性あるものにしていくために、先ほど、市川先生がずっとおっしゃっているその形をちゃんと具現化するための、実効性あるものにしていくために、7月26日を起点として週間を設けるなど、そういうことがまず大事なんじゃないかという提案をさせていただきました。

そこで、ちょっとお聞きしたいのは、具体的なお話で恐縮ですけども、冒頭にまず戸井田会長のメッセージに感動しました。依田会長のお話の中で、職員体制を考えた方がいいというような話があったときに、確かにいろんな施設があって、津久井やまゆり園も地域に本当に根ざした、地域の方が関わられて

評判のいい施設であったわけではありますが、しかし、全国、神奈川県も含めて、職員体制ということ、当事者や支援する側の団体の方々、私たちもいっぱいいろんなことを聞きます。会長がおっしゃりたかったことをもう少し、できれば具体的にお伺いしておきたいと思います。

依田参考人

職員体制の中で、今回、特に提言の中で言わせていただいたのは夜勤の問題なんですね。夜勤が利用者20名に1人というふうな基準になっているので、そのところでいつも、前々からなんですけれども、親たちが心配するのは、今回のような事件というのはちょっと想定していなかったんですけれども、火災であるとか自然災害のときに、重度の人たちの入所者20名を1人でどうやって助けられるんだろうというのは、もう前々から疑問でした。私たち、ある程度決まっています、もしそれをもうちょっと職員を増やすには、その施設がものすごい努力をしなければいけないという状況があるので、なかなか言いにくいということがあって、茶飲み話というか、井戸端会議的にはそれはいつも話題には出ながら、具体的に要望を出してはこなかったんですけれども、今回、この事件が起こったことで、改めて20人に1人体制がどうなんだろうということを、今回、言わせていただいたということです。

これは給与の問題等もありますが、やまゆり園に関しては別に非常に安い給与でこき使っていたとかとそういうことではないのですけれども、夜間に限らず全体として、日本の制度の中で、夜勤が20名に対して職員1人というのは、この際、見直してほしい。もし、国の決まった制度で無理ならば、せめてこの事件が起きた神奈川でそこをちょっと何か工夫はしていただけないかという、そういうことです。

佐々木(正)委員

非常に大事な視点ですので、検討し推進していきたいと思います。様々な制度とか公的に決まっていることがあるので、そういう、クリアしている、クリアしていないからという判断ではなくて、やはり中身の問題もあることなので、それも今回の園だけではなく、国へ話をしていきたいと思います。

あと、市川先生のお話は書き取れないぐらい様々な提言があって、本当に人間心理学、学問的な観点からの様々な御教示を頂戴して、本当にすばらしいなと思って聞かせていただきました。やはり先生がおっしゃっているのは、この憲章をつくってスピード感はいいのですが、それから具体的にどうするんだということで、プラットフォームをつくって情報をそこに集めると、そういうお話で、他の委員からもそういう具体的なお話を聞いて、そうだなと思ったんですが、プラットフォームの作り方というんですか、御示唆があればと思います。若い人たち等の話も頂きましたし、より具体的なお話として、さっき先生がおっしゃっていた神奈川県の特徴として、地域福祉コーディネーターを2000年過ぎてからつくっているんですね。それが非常に機能している部分もあるし、それを増やしていく。

その福祉コーディネーターという観点、今回、例えば地域共生コーディネーターみたいな、もうちょっと簡単にいうと多様性を持った、個々の個性を分かち合う中で、そういうコーディネーターを新たにつくるということはどうかと。

どうしても障害者の方々だけというのではなく、やはり先ほど、戸井田会長も依田会長もおっしゃったように、もっと幅広の多様性のあるもので、戸井田会長がおっしゃっていたことにぴんときたのですけれども、高齢者の方と一緒に体操してみる。それが大事。そこから障害者理解が広がっていくんじゃないか。そしてその子や孫までいくんじゃないかと思いました。

これから具現化していく中で、例えば自分が提案させていただきましたまちづくりも、そういった週間ができた。そこに必ず、毎年その日、その週間には風化させないように思い出す。しかし、思い出すだけじゃなくて、そこで何かを具体的に進めて共生社会にしていくということですね。

先ほど来、様々な地域で生きていくための、個別の住民との協働が大事だと。バリアが多いから子供たちに探してもらおうという、そういう具体的な話もありました。その具現化を進めていくために、先生の更なる御助言を恐縮ですが、頂ければと思います。

市川参考人

地域福祉コーディネーターというのは、住民を対象にしておりますので、障害という形ではなくて、障害を持った住民、子供食堂も貧困の子供たちにどう対応していくかという様々な問題に取り組んで、つないでいくというのが地域福祉コーディネーターの役割です。それをつないでいく様々な仕組み、そういう形にプラットフォームをつくる仕組みをどう結び付けるかという、昨日も全国社会福祉協議会で議論してきたのですが、ボランティアセンターとかNPOセンターがあって、そこには皆さん出やすい。

学校でもボランティア担当の教員がしっかりしているところは、かなりボランティアを行っていますし、被災地にも高校生を含めてボランティアに行っていますよね。そういうような方たちが集まって、この課題をどうするかというテーブルは、例えばボランティアセンターであったり考えられるかと思います。

また、ここは間違っていたらお許しいただきたいですけれども、保健福祉事務所がありますが、そこを一つの拠点にして、地域に対応していくのも、特に神奈川方式としてはできるかなというふうに思いますし、既存のものをどう活用するかによって、プラットフォームはできないわけではない。今もプラットフォームになっているところもあって、それを広げる努力をすれば、可能性はあるんじゃないかなというふうに思っています。

地域の方では、虐待など様々な課題が出てきているので、それはある意味で地域づくりの中でどうそれを支えていくか。いわゆる公助、共助、自助という流れの中での共助の部分はどう支えるかということと重なりますので、それが今回のテーマのところのともに生きるという、ともに助け合う議論と結び付くならば、選択として踏み出しやすいのではないかなというふうに思いました。既存の資源をどう使うかというふうに思いましたけれども、参考になるでしょうか。

佐々木(正)委員

既存のものを使って、ネットワークを強化していく、そういうことも伝えていただきましたので、自分自身もしっかり取り組んでやってみようと思いまし

た。それから、先生の先ほどの御指摘の、毎年、憲章を検証していくというその観点はものすごく大事だと思っています。憲章、文言だけではなく、憲章をつかって実効性あるものにして、実行したものについての検証も含めているんじゃないかなというふうに思ったので、それを今、先生がおっしゃったような様々な施策を今度、障害福祉計画ですとか、それから障害者計画ですとか、そういうものに取り組んでいく、改定するときに県が取り組んでいく、今回のやまゆり園の事件をきっかけにそういう新たな施策を盛り込んでいくという方向性になるというふうにも聞いておりますので、そのところを検証していくということでよろしいんですか。

市川参考人

様々な検証があります。例えば今、地域福祉は地域福祉支援計画をつかって、それを住民や当事者も参加しながら検証し、評価していく仕組みがありますし、そういう仕組みは神奈川県は随所にあるのではないかなというふうに私は思っているところであります。

ですから、幾つかの検証をそれぞれ御評価いただき、ある意味で障害福祉計画とともに、身体障害の方のかなりの割合は高齢者でございますから、そういう意味では高齢者の部分とか、また児童も障害児対応ということがはっきり出てくる。児童福祉のところも出てくるところでございますから、これは組み合わせながら、それぞれ持ち寄って議論し評価していくということも必要かもしれないと私は思っております。それをそれぞれ当事者が評価する仕組みをつくったらどうかなというふうに思っております。

佐々木(正)委員

様々な今の御教示をしっかりと具体的に進めていくよう、当局とも検討しながら、先生の御指摘について実行していきたいというふうに思っております。今日は大変にありがとうございました。